

2024年10月24日

適格消費者団体
認定NPO法人 ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木 尉久 殿

株式会社クリア
代表取締役 勝沼 潤

回答書

- 第1 貴法人からいただいた令和6年9月17日付け「再申入書」に対する弊社の回答
- 弊社としては、「90%アフター保証」は、文字どおり、「主たる契約」を締結してくださったお客様に対する「特典」として付与するものと整理しております。
- そのため、かかる特典を使用するか否か、行使するとしていつ行使するかは、お客様に委ねられております。
- そうすると、「90%アフター保証」により提供する役務は、「主たる契約」に含まれる役務ではないので、貴法人がいうところの「主たる契約とは区別された別個の契約」と整理されることになるかと存じます。
- 第2 ご指摘に対する弊社の対応方針
- この度は、「特典」、「付帯」、「アフター保証」という言葉が紛らわしいという貴法人からのご指摘を真摯に受け止め、お客様にとって分かりやすい表示になるよう、ホームページを含めた弊社の広告表現の見直しを進めて行く所存です。
- 弊社は、必要に応じて行政機関のご支援もいただきながら、適切な表示に努めてまいりますので、今後とも何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上